

# 札幌市

## オフィスビル建設促進補助金

市内中心部の賃貸用オフィスが不足している状況を踏まえ、新規供給を促し、企業立地を図ることを目的に、一定規模の賃貸用オフィスを整備し提供する事業を行う方（対象ビルの家屋、償却資産の固定資産税の納税義務者となる方）に対し助成を行います。

### 1 対象期間

- 令和2年（2020年）4月1日から令和5年（2023年）3月31日までの間に工事契約を締結するもの
- 工事契約から5年以内に竣工するもの

### 2 補助対象となるビルの要件

- 右図の区域に新築または建替するビルであること（改装は除く）
- 基準階（※1）において、オフィスとして賃貸する部分の一面で貸付可能な面積が660㎡以上（共用部（※2）を除く）
- オフィスとして賃貸する部分（※3）の合計の床面積が5,000㎡以上
- 建替え（※5）を行う場合、建替前よりもオフィスとして賃貸する床面積の合計が5,000㎡以上増加していること
- 新規進出企業（事務所を増設又は増床する市内企業でも可）1社以上に賃貸すること
- 札幌市建築物環境配慮制度（CASBEE 札幌）総合評価B+以上



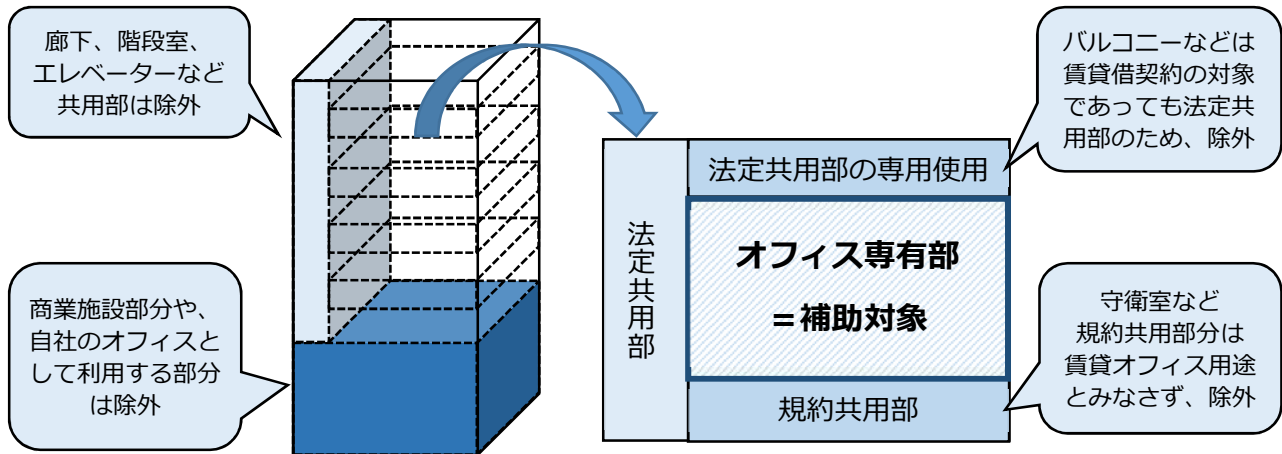
- ※1 基準階：オフィスビルにおいて、最も一般的にレイアウトされた基準となる平面を持つ階。
- ※2 共用部：建物の区分所有等に関する法律第2条第4項に規定する共用部分。廊下・階段室・エレベーターなど。
- ※3 オフィスとして賃貸する部分：事務所、営業所、研究所その他これらに類するもの及びこれらに付随した関連施設として賃貸することを目的とした施設をいう。シェアオフィス等（※4）を運営するものに賃貸する場合は要件の合計床面積に含めるが、ビルオーナーが自ら運営するシェアオフィス等の用途に供する部分は含まない。
- ※4 シェアオフィス等：シェアオフィス、コワーキングスペースなど、複数の企業や個人から利用料を徴し、事務スペースや会議室、什器等設備など共同で使用する部分を含むオフィス環境を提供する施設
- ※5 建替え：本制度開始時に従前の建物が現存しているもの。あるいは、一体の事業計画の中で、対象地域の別の敷地にある建築物の賃貸用業務施設の廃止または縮小を伴うもの。
- ※6 対象地域：札幌市立地適性化計画における都市機能誘導区域（都心）。「札幌市地図情報サービス」にて地点ごとに該当有無を確認可能。[http://www.city.sapporo.jp/johoo/it/web\\_gis/web\\_gis.html](http://www.city.sapporo.jp/johoo/it/web_gis/web_gis.html)

### 3 補助額

$$\text{家屋・償却資産の固定資産税課税標準額} \times \frac{\text{賃貸オフィス部分の床面積（次項参照）}}{\text{総延床面積}} \times 20\% \text{（上限 10 億円）}$$

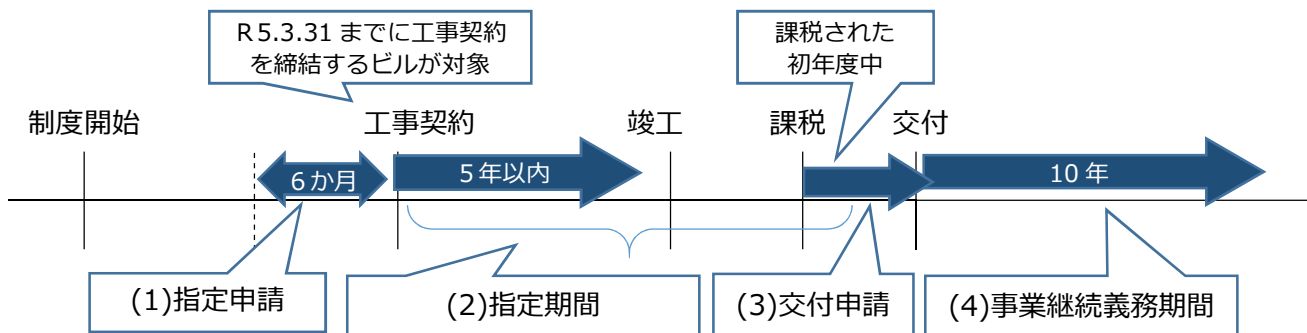
- ※ 償却資産は、外構設備や広告塔などの構築物、備品等を除きます。
- ※ 固定資産税課税標準額は、竣工後、最初に課税される年度の額です。
- ※ 賃貸オフィス部分に対して国等の他の補助金が交付される場合は、当該部分に対する補助相当額を本制度の補助額から差し引きます。
- ※ 共有名義または区分所有の場合、持分比率・所有面積比率により各申請者の金額を算出します。

## <賃貸オフィス部分の床面積とは>



- ※ 建替の場合は、建替前よりオフィスとして賃貸する面積が増加した分に限りま。 (新しく建築するビルの賃貸オフィス部分の床面積から、建替前の賃貸オフィス部分の床面積を差し引きます。)
- ※ ビルオーナーが自ら運営するシェアオフィス等の床面積も、補助額の算定対象には含まず。

## 4 手続きの流れ



- (1) 指定申請：事業計画が補助対象になるか、補助金を交付することが適当であるかを審査するため、工事契約の締結前に指定申請を行う必要があります。
- (2) 指定期間：指定事業者として認定された後、交付申請を行うまでの間は、計画変更や事業承継があった場合、指定を継続することが適当であるか都度審査します。
- (3) 交付申請：竣工後、補助金の交付が適当か審査し、補助金額を確定するため、初めて当該ビルに固定資産税が課税された年度中（4月～翌3月末の間）に交付申請を行う必要があります。
- (4) 事業継続義務期間：補助金交付後10年間は、補助金対象部分を継続してオフィスとして賃貸する義務を負います。補助要件を欠いた場合などは交付の確定を取り消し、または交付金額の減額をする場合があります。また毎年度、報告書の提出が必要です。

※ 必要書類やその他要件など、詳細は下記までお問い合わせください。

## お問い合わせ・申請先

札幌市 経済観光局 産業振興部 IT・イノベーション課 立地促進係

〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目 15階

TEL：011-211-2362 FAX：011-218-5130 Email：business@city.sapporo.jp

URL：[http://www.city.sapporo.jp/keizai/biz\\_info/office/index.html](http://www.city.sapporo.jp/keizai/biz_info/office/index.html)

